

## 吉田町有料広告掲載基準

(趣旨)

- 1 吉田町有料広告掲載取扱要綱(平成18年吉田町要綱第5号)(以下「要綱」という。)に基づく広告媒体への広告の掲載に関し必要な事項を定める。

(広告掲載全般に関する基本的な考え方)

- 2 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、信用性と信頼性があるものでなければならない。

(個別の基準)

- 3 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成する。

(規制業種又は事業者)

- 4 次の業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由があるものの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 消費者金融、高利貸しに係るもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの(宝くじに係るものは除く。)
- (7) 法律の定めがない医療類似行為を行うもの
- (8) 興信所、探偵事務所
- (9) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続き中のもの(再生又は更生計画が認可されたものはこの限りでない。)
- (10) 入札参加停止措置を受けているもの

(掲載基準)

- 5 掲載することができる広告は、要綱第2条に規定しているほか、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 責任の所在が不明確なもの
- (4) 内容が不明確なもの
- (5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの

- (6) 比較又は優位性を表現する場合、その条件の明示及び事実の裏付けがないもの
  - (7) 町が広告主を支持又はその商品やサービスなどを推奨しているような誤解を与える表現のもの
  - (8) 投機や射幸心を著しくあおる表現のもの
  - (9) 社会的秩序を乱す次のような表現のあるもの
    - ア 暴力、賭博、麻薬、売春などの行為を肯定、美化したもの
    - イ 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの
    - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの
    - エ その他風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの
  - (10) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたったもの
  - (11) 非科学的又は迷信に類するもの
  - (12) 名誉棄損、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となる恐れがある表現のもの
  - (13) 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
  - (14) 国際的な博覧会や大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの
  - (15) 詐欺的なもの又は不良商法とみなされるもの
  - (16) 解雇広告
  - (17) その他吉田町広告掲載審査委員会が適当でないと認めたもの  
(掲載期間)
- 6 広告掲載期間は、1か月単位とし、始期を月の初日の午前0時、終期を月の末日の午後12時とする。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。